



協働的な学びのある授業を児童生徒に提供するとともに、児童生徒の強みをのばし、つまずきをもサポートする個別最適な学びへ



使い方を誤ると…

自分が被害者や加害者になってしまう。ましてや他人を誹謗中傷する道具として利用したり、法律に抵触する行為を行ったりすることは絶対に許されない。

お子さんが使っている端末に故障等ないかどうか、頑張っている姿とともに、日頃から気にかけて見てあげてください。

児童生徒一人一人に、アカウント（ID・PW）を発行：大切な鍵です。
※保護者は「アカウント通知書」を家庭で保管を。
※保護者でも、児童生徒のアカウントの利用は禁止です。



【端末使用にあたって】

ア 同意書への同意について

学校より配られる「学校及び家庭での使用における端末の貸与、ソフトウェアの利用、個人情報の取り扱い等に関する同意書（別紙）」に同意することが条件。

⇒ 端末を貸与し、授業や持ち帰りの学習に活用。

イ 返却について

端末は、南国市教育委員会の備品。卒業時に学校へ返却。

ウ 校外への持ち出し等について

校外学習時や平時の持ち帰り等、学校が許可した場合。

エ 破損、紛失、盗難等について

学校や家庭で使用するにあたって、破損、汚損、紛失、盗難等に留意するよう、ご家族からも十分にご指導ください。

オ 端末の売却等の禁止について

端末を第三者に売却、譲渡、転貸し、又は担保に供しないでください。

【機能等制限事項について】

ア 学習目的以外のサイトへのアクセス

学習目的以外のサイト（インターネットショッピングやSNS等）へのアクセスや、有害なサイト（暴力、違法薬物、ギャンブル、ポルノ等）についてはフィルタリングにより、基本的には制限されています。しかし、完全にフィルタリングがかけられるものではありません。

※ 学習目的以外のサイトへのアクセスを頻繁に繰り返している等の悪質な利用が判明した場合は、**利用停止等の措置**をとることがあります。

イ 電子メール

電子（WEB）メールは使用できません。

※ その他のサービス（Meet等）の「作成」「使用」「閲覧」について、別紙「Google Workspaceアプリケーション使用範囲一覧」参照

ウ アプリケーションのインストール

個人でアプリケーションをインストールすることはできません。

エ フィルタリングソフトウェアのアンインストール

クラウド対応のフィルタリングソフトウェアは、端末から削除することはできません。

【端末の破損、汚損、故障及び紛失等時の対応について】

貸与端末は学校の備品であり、児童生徒の学びを確保するためにも、故意でない場合の破損は、学校内外（家庭への持ち帰り時含め）問わず、南国市で修繕等対応していきます。

そのため、経年劣化を含む端末に起因する不具合と思われることも含めて、速やかに学級担任に状況を連絡するとともに、「貸与物品（端末・ルーター）紛失等届出書」を担任に提出し、状況確認を受けてください。

また、併せて当該貸与端末を学校に速やかに返却してください。

※ご家庭での修理又は一般の修理事業者への修理の依頼等はしないでください。

※貸与物品（端末・ルーター）紛失等届出書：各校よりお渡しします。

（1）社会通念上、保険の対象にならない場合は、修理等の費用を請求する場合があります。

【例】①故意による破損 ②紛失（盗難の場合は、警察への盗難届の提出が必要）

（2）故障等起きた場合

○学校が該当児童生徒に確認をとります。家庭での事案については、保護者にも状況等を確認します。



人から借りている物は、自分の物より大切にしましょう！